

## 別紙\_調達対象機器一覧

大津町書かない窓口システム（窓口 DXSaaS）導入業務委託

### 1 調達対象機器

受託者は、本仕様書「12. ソフトウェア・ハードウェア」に基づき、以下に示す機器一式を調達・納入すること。

なお、各品目の仕様は本町で想定している仕様だが、提案事業者は、提案するシステムの要件に合わせ、機器を提案し、本町と協議のうえ決定する。

| No. | 区分   | 品目名        | 仕様（同等品可）   | 数量 | 単位 |
|-----|------|------------|--|----|----|
| 1   | 端末   | 窓口用ノート PC  | OS：Windows11 Pro<br>CPU：Intel Core i5 第 13 世代以降<br>メモリ：16GB 以上<br>SSD：256GB 以上（暗号化機能付）<br>液晶：14.0 型 FHD（1920×1080）以上<br>無線 LAN：IEEE802.11ax 対応<br>カメラ付 | 12 | 台  |
| 2   |      | 端末保守       | 保守期間中（運用開始から令和 11 年 3 月 31 日まで）の使用権及びバージョンアップ権を含む  | 12 | 台  |
| 3   |      | 盗難防止ワイヤー   | ノート PC 等の盗難防止用ワイヤーロック<br>具体的な施錠方式（ダイヤル錠・キー錠等）及び仕様は、本町と協議のうえ提案者にて決定   | 12 | 式  |
| 4   | 周辺機器 | カード読取機     | マイナンバーカード等 IC チップ搭載カードの券面情報読取に対応<br>本人確認書類（運転免許証等）の券面画像をカメラで読み取り、申請書へ自動入力できること   | 12 | 台  |
| 5   |      | 二次元コードリーダー | 2次元コード読取対応（転出証明書コード等）  | 12 | 台  |

|    |          |                            |   |    |   |
|----|----------|----------------------------|---|----|---|
|    |          |                            | <p>インターフェース：USB (HID &amp; COM 対応)</p> <p>ケーブル長：2m 程度</p>   |    |   |
| 6  |          | 電子サイン用タブレット (タッチパネルディスプレイ) | <p>住民による直筆の電子署名用デバイス</p> <p>液晶ペンタブレット又はタッチパネルディスプレイ</p> <p>画面サイズ：14 型相当以上</p> <p>必要に応じ専用ペン (標準芯) を付属すること</p>  | 12 | 台 |
| 7  |          | プリンタ                       | <p>レーザーモノクロプリンタ</p> <p>解像度：1200dpi 以上</p> <p>接続：LAN</p>   | 8  | 台 |
| 8  |          | プリンタ保守                     | 保守期間中の訪問修理 (消耗品 (トナー等) は除く)   | 8  | 式 |
| 9  | ネットワーク機器 | スイッチングハブ                   | <p>8 ポート以上</p> <p>Gigabit Ethernet 対応</p> <p>AC 電源</p>  | 8  | 台 |
| 10 |          | LAN ケーブル                   | <p>カテゴリ 6 以上、ツメ折れ防止</p> <p>長さ：5m～10m (設置場所に応じて調整)</p>   | 24 | 本 |
| 11 | アクセサリ    | ドッキングステーション                | <p>USB 規格：USB 3. 2 Gen1 以上</p> <p>LAN アダプター機能を有するもの (有線 LAN 接続用)</p> <p>USB ポート：複数ポートを有すること</p> <p>具体的な仕様 (ハブ型/ドッキングステーション型) は提案者にて選定し、本町と協議のうえ決定</p> | 12 | 式 |
| 12 |          | マウス                        | USB 有線 BlueLED マウス  | 12 | 個 |
| 13 | ソフトウェア   | 窓口 DXSaaS 利用ライセンス          | <p>デジタル庁「自治体窓口 DXSaaS」基本サービス利用権</p> <p>同時利用ライセンス：12 以上</p> <p>保守期間中 (運用開始から令和</p>   | 12 | 式 |

|    |        |         |  |   |   |
|----|--------|---------|--|---|---|
|    |        |         | 11年3月31日まで)の使用権及びバージョンアップ権を含む                          |   |   |
| 14 | 設置・運搬等 | 設置・運搬作業 | 機器の設置・配線・初期設定・動作確認<br>本町指定場所への運搬(本庁舎内)<br>梱包材の引取・廃棄物処理 | 1 | 式 |

## 2 配置場所及び端末台数

端末(窓口用ノートPC)の配置先及び台数は、以下を予定。

なお、周辺機器のうち二次元コードリーダー・カード読取機は、原則として各端末に1台ずつ配置する。プリンタの配置先は、本町と協議のうえ決定する。

| 配置場所(課・係) | 端末数 | 備考                  |
|-----------|-----|---------------------|
| 住民課       | 5   | 異動届・各種証明発行の主たる窓口    |
| 税務課       | 1   | 税証明発行・各種申告受付        |
| 健康保険課     | 1   | 国民健康保険・後期高齢者医療等の手続き |
| 子育て支援課    | 1   | 児童手当・各種子育て関連手続き     |
| 介護保険課     | 1   | 介護保険関連手続き           |
| 福祉課       | 1   | 各種福祉手続き             |
| 環境保全課     | 1   | 環境関連手続き             |
| 学校教育課     | 1   | 学校関連手続き             |
| 合計        | 12  |                     |

## 3 調達に関する留意事項

(1) 調達した機器(ソフトウェア使用権を除く)は、原則として本町所有物とする。

(2) ソフトウェアについては、本システム稼働後の保守期間終了日(令和11年3月31日)までの「ソフトウェア使用権」及び「ソフトウェアのバージョンアップ権(本システムの正常稼働に不可欠なものに限る。)」を本町に保証すること。

(3) 機器の保守期間は、原則として本稼働の翌日から保守期間終了日(令和11年3月31日)までを確保するものとする。

(4) プリンタトナー等の消耗品は、保守費用に含まないものとする。

(5) 既存機器の活用が可能な品目(特にプリンタ)については、本町既存機器の更新時期及び

保守状況を踏まえ、本町と協議のうえ調達範囲を最終決定する。

(6) 二次元コードリーダー、カード読取機及び電子サイン用タブレット（タッチパネルディスプレイ）の機能要件については、「（様式5）機能要件確認表」に準拠することを基本とし、提案者は機能等価性を担保した上で機器を選定すること。

## 4 その他

本一覧に明示のない機器・部材であっても、本システムの正常な稼働に不可欠なもの（電源タップ、各種ケーブル類、固定金具等）については、受託者の責任において調達・設置すること。

受託者は、調達した機器の納品書及び受領確認書を本町に提出すること。